

(4) 文字・活字文化振興法

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(5) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(6) 国民の読書推進に関する協力者会議

～人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために～「国民の読書推進に関する協力者会議」報告（要旨・略） 2011（平成23）年9月

第1章 なぜ今読書が必要なのか

読書には、以下に示すような意義がある。

- ・知識、想像力、思考力、判断力、創造性など個人の自立の基盤を形成。先人の知を吸収し、人生をより厚く深く生きることを可能にする。
- ・表現力やコミュニケーション力など、豊かな人間関係を築く言葉の力を涵養し、社会における協働性を育成する。
- ・「新しい公共」を担い、自ら社会の課題解決に取り組む力を育成する。
- ・先人の知恵やアイデンティティを継承・発展させ、新しい価値の創造を可能とする。「知識基盤社会」においては、個々人の「知」の総和こそが国の在り方を規定するものであり、読書は国のインフラと位置付けられるべき。
- ・「読むこと」は、それ自体が人生に大きな喜びを与えるかけがえのない贈り物。

東日本大震災を経験した我が国が危機的な状況から立ち上がり、もう一度未来を創造する力を養うため、一人一人に、また、社会全体に、今こそ読書が求められている。

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために～3つの提言～

読書は、一人一人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きていく基盤を形成するものであり、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや新たな「知」の創造の鍵となる、目に見えない社会のインフラ。

しかしながら、我が国の読書をめぐる環境は厳しく、また、様々な情報手段や娯楽の登場に伴い、個人の読書時間が減少するとともに、読書を通じて得られる言語力、表現力などの重要性を軽視する風潮が広がるなど、豊かな未来を創造する足がかりを失わせる危機に直面。

誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受することのできる環境づくりに向けて、国、自治体はもちろん、社会全体で早急に取り組むことが必要であることを打ち出すとともに、そのために取り組むべき項目について、3つに絞って提言。

提言1：読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

読書で人を育てることが重要であると同時に、質の高い読書活動のためには、それを「支える人」が重要。

<提言のポイント>

1. 自治体の首長や議員の理解を得る

- ・読書の意義について、自治体の首長や議員等の理解促進が必要。読書を専門に担当する

組織を明確に位置付けるなど行政の推進体制の整備も重要。

2. 司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

・読書に関わる職員に優秀で意欲的な人材を得ること、特に、図書館の司書、学校図書館の司書教諭や学校図書館担当職員などの専門的職員の確保が重要。

・すべての学校で読書に関する教育を保障するため、当分の間 11 学級以下の学校には置かないことができるとされている司書教諭をすべての学校に必置とすることなどが必要。大学の教員養成課程における「読書教育」「図書館活用教育」の導入などについても検討されるべき。

3. 地域で読書に関わるすべての人を支援する

・地域でボランティアによる読書サークルなどの活動は、いわば地域のソーシャル・キャピタルであり、その相互の連携やネットワークにより、横断的な「読書コミュニティ」として発展することを期待。

・司書、教員、書店員、ボランティアなど読書に関わり、支える様々な人材の資質向上に向け、国や自治体、関係団体などは、資格制度の検討や教育研修プログラムの開発・実施等に取り組むべき。

提言 2：住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」（仮称）を策定し、実現する

読書推進の基本戦略として、自治体（市町村）ごとに、住民参加で独自の「読書シビルミニマム」（読書生活保障の最低基準）、その実現のための「読書環境プラン」を策定し、取り組むべき。

こうした取組が、地域の文化や方言などの保存・継承、さらには地域における「新しい公共」の具体的な実現にも大きな役割を果たすことを期待。

<提言のポイント>

1. 市町村が、主体的に、それぞれの独自性を活かして取り組む

・取組の中心となるのは自治体、とりわけ市町村。住民をはじめ多様な関係者の参加を得て、地域の特性を踏まえつつ、例えば中学校区単位で、乳幼児から高齢者、障害を持つ人など様々な人々が、学校図書館や公立図書館、公民館、書店などにおいていかに読書にアクセスできるようにするかなど、地域の読書環境の最低基準を設定、計画化して実現に取り組む。実施状況の評価や見直しも必要。

2. 学校や保育所、児童館、公民館等の読書環境を充実する

・プランの策定・実現には、学校や幼稚園、保育所、児童館、公民館等の役割が重要。あわせて、これらの場における読書環境の充実が必要。

・特に学校においては、「言語活動」はもとより、「コミュニケーション活動」「思索活動」等の充実に資するよう、「読書センター」、「学習・情報センター」として学校図書館の人的・物的環境を充実することが必要。

3. 図書館の機能強化を図る

・図書館は、プランの策定・実現に専門的見地から参画するとともに、すべての住民が読書に親しむことができる環境整備、サービスの充実が必要。あわせて、図書館の情報と人（司書）を、個人や社会が抱える様々な分野の課題解決へのアクセスポイントとして活か

すよう充実を図ることが必要。

4. あらゆる世代の住民が参画し、議論し合う

・住民の協働・参画が鍵。「図書館熟議」などを通じて地域の読書や図書館を皆で考えるなど、「新しい公共」の視点からの取組が重要。

5. 国は自治体の取組を強力に支援する

・国は、ナショナルミニマム確保の観点からの学校教育や社会教育における基準づくりの明確化などを通じた自治体等の取組の側面支援が必要。

提言 3：読書の可能性や将来像を構想し、推進するプラットフォーム（基盤となる「場」）をつくる

読書は、単に「本を読む」ということだけにとどまらず、人と人をつなぎ、知的コミュニケーションの起点となり、さらには広く社会の在り方にも影響を与え得る多様な可能性や潜在力を持つ。こうした読書の力を活かしていくための様々な試みの基盤となるプラットフォームが必要。

<提言のポイント>

1. 本を起点としたコミュニケーションを活発化させる

・読書会や読書サークル、イベントなどで読書体験を共有することや、日頃の読書の成果を何らかの形に表現してコンクール形式で競うような取組、「本を贈り合う文化」の育成などを提案したい。

・本を通じたコミュニケーションを広げるためにも、ワーク・ライフ・バランスを改善して大人の読書する時間を生み出し、「本と読書のある風景」を作り出すことを呼びかけたい。

2. 読書に関する関係者の力を結集したプラットフォームをつくる

・読書と社会の各分野との幅広い関わりに着目し、経済学、社会学、脳科学、心理学、教育学など、多様な観点からの読書に関する総合的な研究や、諸外国の本をめぐる状況に関する調査など行うことが必要。こうした調査研究を推進し、読書の可能性や将来像について構想するとともに、読書の意義や楽しさを社会に発信していくため、読書に関わる関係者の力を結集したプラットフォームが必要であり、その在り方について引き続き検討すべき。

■本報告書は、基山町図書館等建設検討委員会によって作成された報告書であることを証
します。なお、本報告書は基山町図書館等建設検討委員会より基山町教育委員会へ提出す
るものです。

平成25年3月26日

委員長 江 渕 勉 

委員 中 島 恒 輝 

委員 池 田 真 子 

委員 天 野 龍 

委員 松 野 晶 子 

委員 永 利 和 則 

委員 下 川 和 彦 

委員 大 津 和 人 